

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
鶴川 108号線	広袴二丁目 17番20地先	広袴三丁目 2番3地先	3.00	75.00	別図
鶴川 661号線	広袴町 536番6地先	広袴町 568番8地先	1.52	68.50	別図

# 市道路線の廃止略図

町田市広袴町、広袴二丁目、広袴三丁目 地内

市道 鶴川108号線(一部廃止)

市道 鶴川661号線(一部廃止)



廃止する区間

